

○特許庁告示第六号
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十六条の規定に基づき登録調査機関として登録した財団法人工業所有権協力センターから、調査業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったため、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。
平成二十一年四月十日
特許庁長官 鈴木 隆史

| | | |
|--------|---------------------|---|
| 登録番号 | 登録調査機関の名称 | 変更後の事務所の所在地 |
| 第一(一)号 | 財団法人 工業所有権協力センター | 錦糸町本部 東京都墨田区江東橋四丁目26番5号 東京トラフイツク錦糸町ビル 虎の門オフィス 東京都千代田区霞が関三丁目8番1号 虎の門三井ビル 熊谷オフィス 埼玉県熊谷市筑波一丁目26番地1 サンハイツ大和第一 東京都墨田区江東橋三丁目2番8号 三井生命錦糸町ビル 事務局 |

○特許庁告示第七号
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十九条の二及び第三十九条の四の規定に基づき次のとおり登録を行ったので、同法第三十九条の十第一号の規定に基づき公示する。
平成二十一年四月十日
特許庁長官 鈴木 隆史

| | | | | |
|------|------------|---|---|-----------------------------------|
| 登録番号 | 登録年月日 | 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 | 登録を受けた者が先行技術調査業務を行う区分の名称 | 登録を受けた者が先行技術調査業務を行う事業所の名称及び所在地 |
| 第一号 | 平成二十一年四月一日 | テクノサーチ株式会社 愛知県名古屋市中区栄二丁目10番19号 代表取締役社長 磯部 克 | 十 先行技術調査 (自動制御) 十一 先行技術調査 (動力機械) 十二 先行技術調査 (運輸) 十三 先行技術調査 (一般機械) 十四 先行技術調査 (生産機械) 十五 先行技術調査 (搬送組立) 十八 先行技術調査 (熱機器) | テクノサーチ株式会社 愛知県名古屋市中区栄二丁目10番19号 |

○国土交通省告示第四百三十号
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十一年四月十日
国土交通大臣 金子 一義

- 一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
入ノ坪沢
- 二 砂防法第二条の土地の表示
イ 次に掲げる土地に存する標柱一号から三十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
栃木県芳賀郡益子町大字上大羽
字寺前
八九五番三地先道路敷 一号
八九五番二 二号及び三号
八九六番一 四号及び三十三号
八九六番二地先道路敷 三十四号
八九六番三地先道路敷 三十五号
字八ノ坪
九二七番 五号
九二七番地先道路敷 六号
九二七番 七号及び三十一号
九二七番 八号から十号まで
九三四番 十一号及び二十四号
九三四番一 二十二号から二十七号まで
九三六番 二十八号及び二十九号
九三六番 三十号
九二五番 三十一号
字拾貫ヶ峰 三十二号
三三四六番 三十三号から三十三号まで
字馬場 三十二号
九二一番 三十二号
- 二 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
学校裏沢
- 一 砂防法第二条の土地の表示
イ 次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
栃木県塩谷郡塩谷町大字飯岡
字木落シ 一六二番 一号及び十五号
一六三番 二号から五号まで
一四〇三番 六号から八号まで
一四〇四番 九号
一六〇番 十号から十二号まで
一一六番 十三号及び十四号
- 三 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
柳田沢
- 二 砂防法第二条の土地の表示
イ 次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
栃木県大田原市須佐木字芋久保
二〇二〇番一 一号
二〇二〇番二 二号
二〇二三番 三号から五号まで
- 四 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大久保沢
- 二 砂防法第二条の土地の表示
イ 次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
栃木県日光市湯西川
字川戸平
三三二番六 一号
三三四番一 二号
三三三番一 三号
三三三番二 四号及び八号
三三四番四地先道路敷 五号
三五四番一 六号
三三七番 七号
三三〇番 九号
字川戸 十号から十二号まで
- 五 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
上山沢
- 二 砂防法第二条の土地の表示
イ 次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十二年建設省告示第七百十五号で指定した第八号に掲げる土地の区域を除く）
栃木県鹿沼市上大久保
字田端 一号
四五八番 二号
字八丁畑 三号
四六四番 四号
四六三番地先道路敷 五号
四八四番三 六号
四八三番 七号及び八号
四七四番一 七号及び八号
四六三番 七号及び八号